

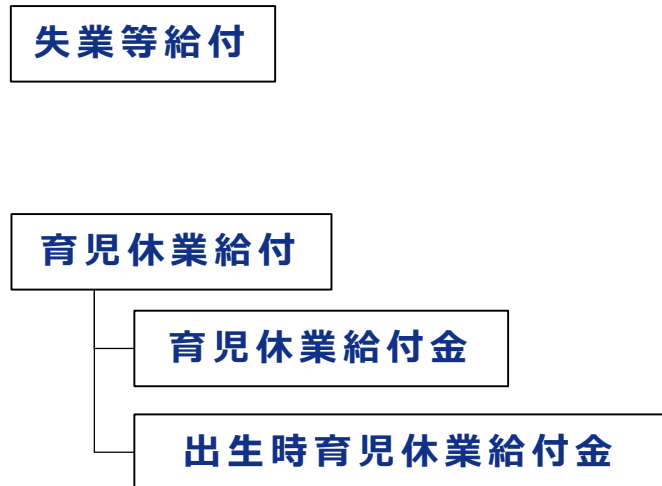
出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の概要について

ハローワーク布施 雇用保険適用課

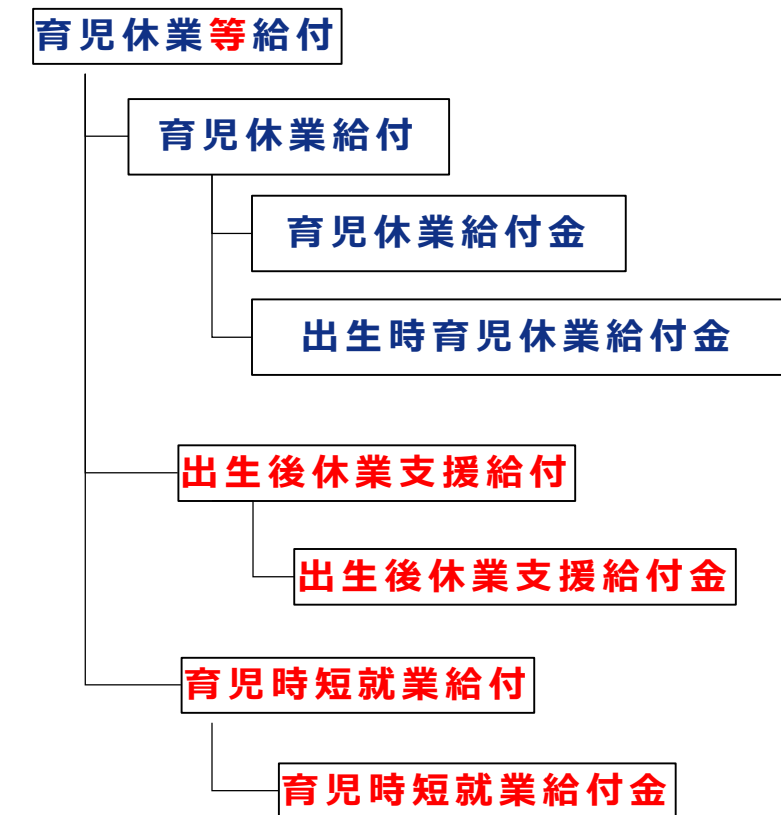
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

はじめに ～改正に伴う給付体系の変更

現行



改正後



出生後休業支援給付（概要）

制度概要

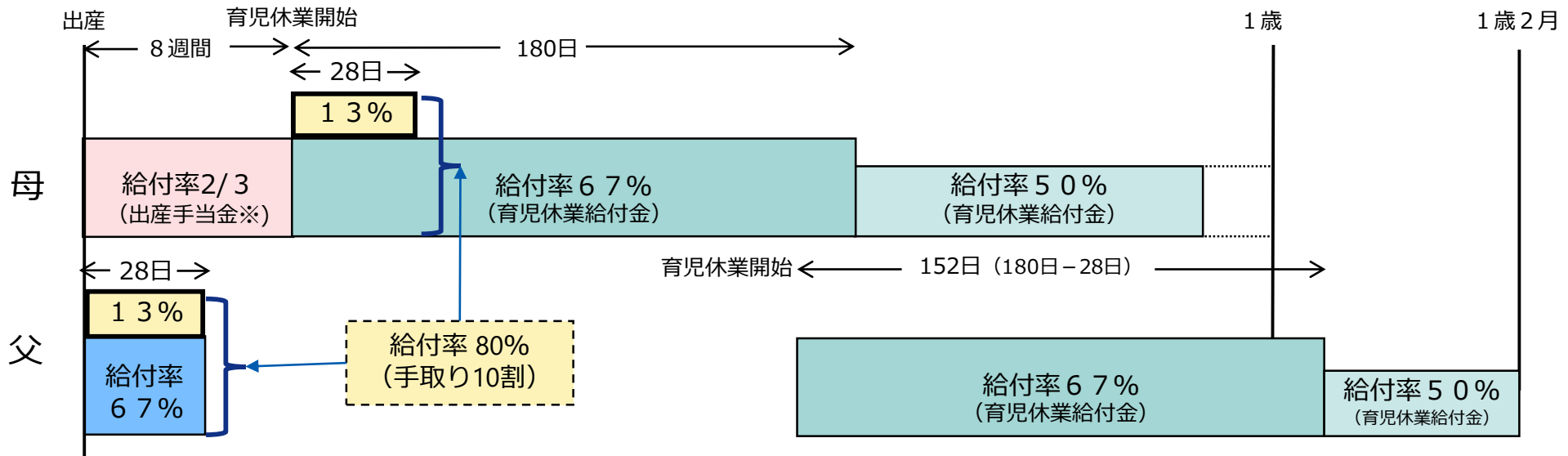
- 休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて給付率80%（手取りで10割相当）へと引き上げる。
- 最大28日間支給。

ポイント

- 男性は、子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の育児休業を取得する場合に支給。
- 配偶者が専業主婦や、ひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得を求めずに給付率を引き上げる。

<施行期日> 2025（令和7）年4月

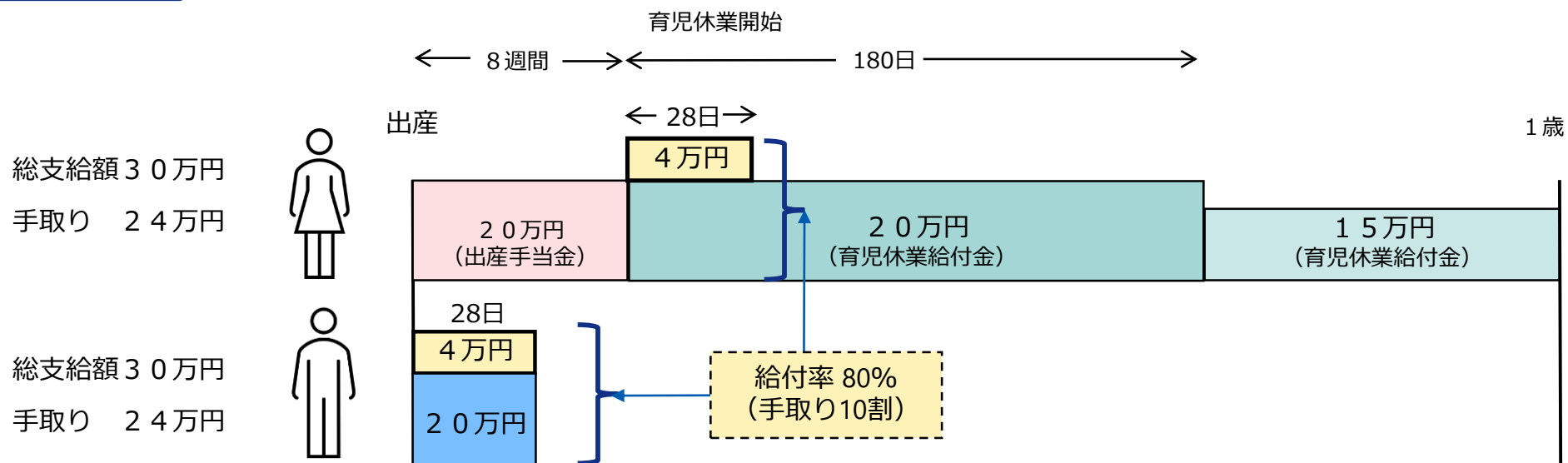
○育児休業給付の給付イメージ



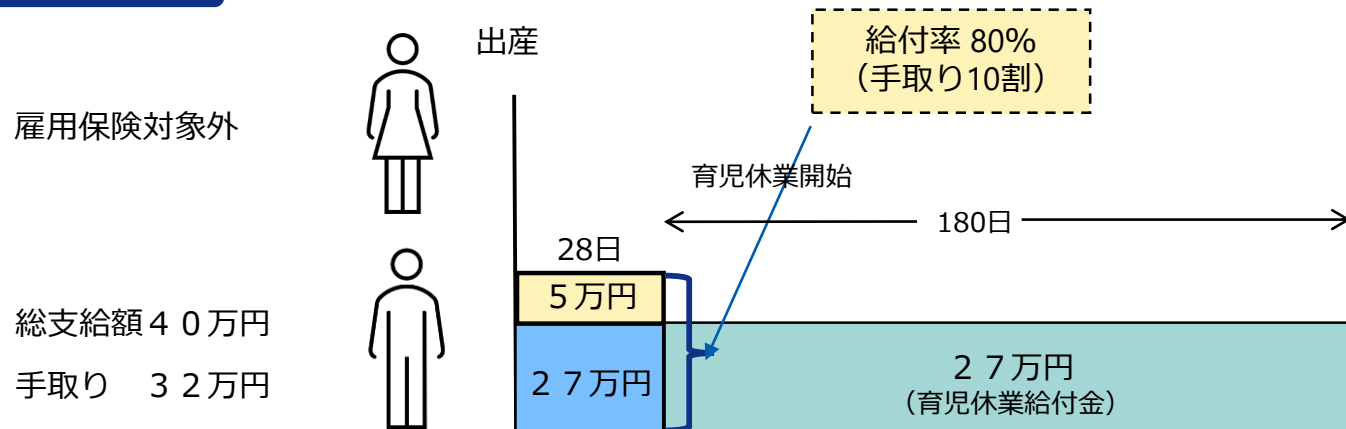
※健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額額の2/3相当額を支給。

出生後休業支援給付（支給例）

例1 本人と配偶者が雇用保険に加入中



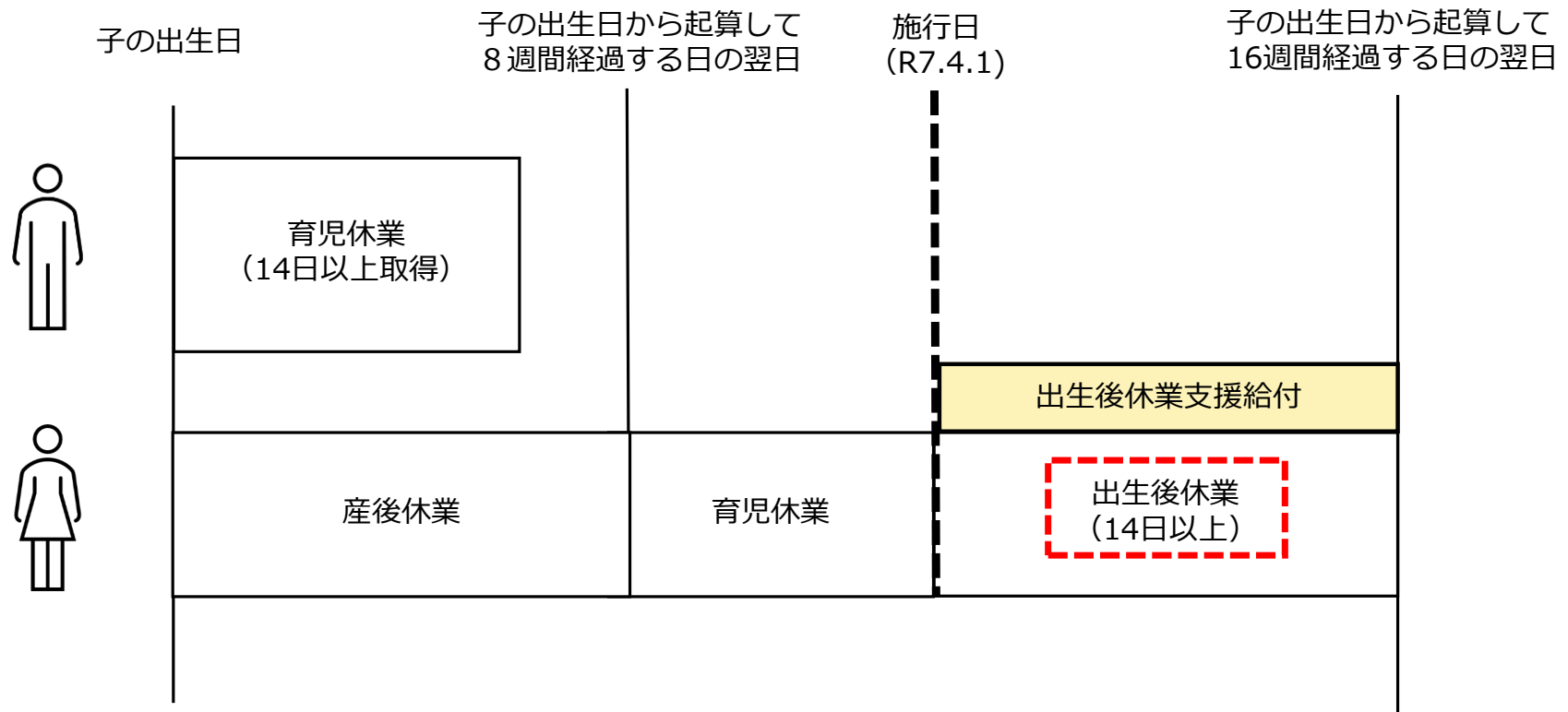
例2 本人が雇用保険に加入



	—							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

出生後休業支援給付（経過措置）

- 施行日前から引き続き育児休業をしてる被保険者については、施行日から出生後休業が開始されるものとして取り扱う。
- 被保険者の出生後休業要件については、施行日以後の期間において、出生後休業の日数が14日以上あれば良い。
- 被保険者の配偶者の出生後休業要件については、施行日前の期間においてなされた育児休業であっても、子の出生後8週間の期間内に14日以上育児休業が取得されていれば良い。



育児時短就業給付（概要）

制度概要

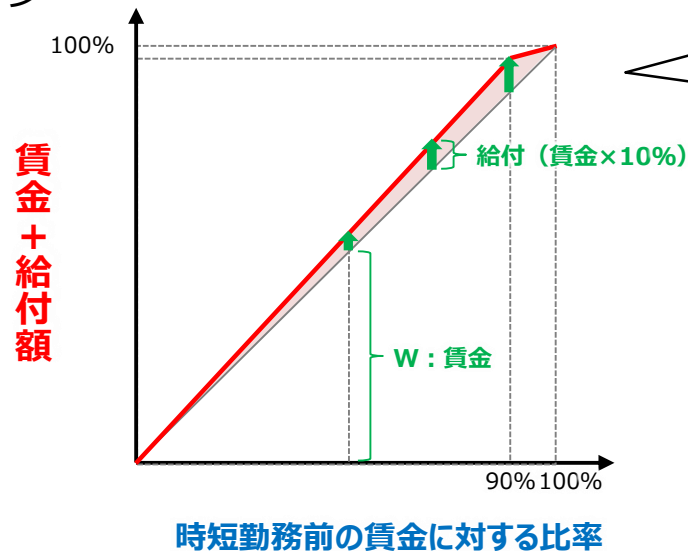
- 2歳未満の子を養育するために、短時間勤務制度を利用した場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給

ポイント

- 育児のために、就業時間を短時間勤務に変更した場合に支給
- 申請については、2か月に1回。

<施行期日> 2025（令和7）年4月1日

○育児時短就業給付の給付イメージ

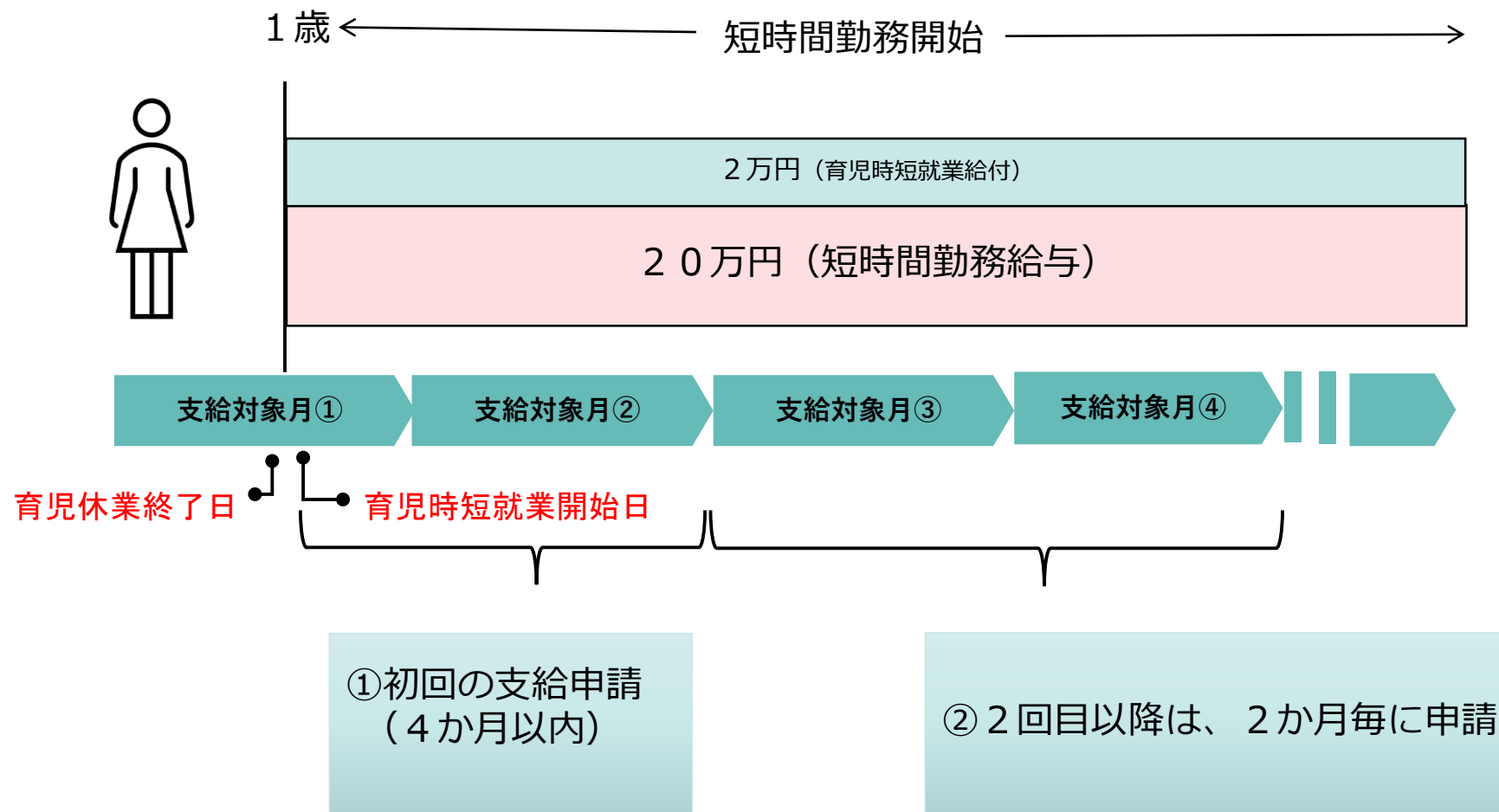


時短後の賃金と給付額の合計が時短前の賃金を超えないように給付率を調整

育児時短就業給付（支給例のイメージ）

休業開始前

賃金月額 30万円



雇用保険被保険者 所定労働時間短縮開始時賃金証明書（様式）

【雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書/所定労働時間短縮開始時賃金証明書】

[illegible]

添付資料

- ・賃金台帳
- ・出勤簿又はタイムカード

申請のポイント

- ・ 育児休業終了日と育児時短就業開始日の間が14日以内の場合は、不要。

支給対象期間の延長

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

改正のポイント

これまで	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
2025年4月から	これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したものの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いいたします。**

必要な書類

子が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日が2025年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

* /パパ・ママ育児プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

●育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

申告書の様式はこちら



●市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ✓ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
- ✓ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- ✓ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
- ✓ 提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

●市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

詳しい要件は裏面をご覧ください



厚生労働省

・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面へ）

LL060701保01

必要書類

育児休業給付金支給対象期間事由認定申告書

市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

市町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知